

大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構
経営協議会規程

平成16年4月19日
規 程 第 2 0 号

改正 平成17年3月29日規程第6号

改正 平成27年3月27日規程第3号

改正 令和3年1月28日規程第2号

(目的)

第1条 この規程は、大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構基本通則（平成16年基本通則第1号）第15条第3項の規定に基づき、経営協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営について定めることを目的とする。

(審議事項)

第2条 協議会の審議事項は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 中期目標についての意見に関する事項のうち、大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構（以下「機構」という。）の経営に関するもの
- (2) 中期計画及び年度計画に関する事項のうち、機構の経営に関するもの
- (3) 会計規程、役員に対する報酬及び退職手当の支給の基準、職員の給与及び退職手当の支給の基準その他の経営に係る重要な規則の制定又は改廃に関する事項
- (4) 予算の作成及び執行並びに決算に関する事項
- (5) 組織及び運営の状況について自ら行う点検及び評価に関する事項
- (6) その他機構の経営に関する重要事項

2 協議会は、高エネルギー加速器研究機構機構長選考会議に対し、機構長解任の審査を請求することができる。

(組織)

第3条 協議会は、次の各号に掲げる委員23人以内をもって組織する。

- (1) 機構長
- (2) 機構長が指名する理事及び職員
- (3) 機構の役員又は職員以外の者で大学共同利用機関に関し広くかつ高い識見を有するもののうちから、機構の教育研究評議会の意見を聴いて機構長が任命するもの

2 協議会の委員の過半数は、前項第3号の委員でなければならない。

(任期)

第4条 前条第1項第2号及び第3号に掲げる委員の任期は、3年とし、再任を妨げない。ただし、その欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(議長)

第5条 協議会に議長を置き、機構長をもって充てる。

2 議長は、協議会の会務を総理する。

3 議長に事故あるときは、あらかじめ議長が指名する委員が、その職務を行う。

4 第2条第2項に定める機構長解任の審査請求を審議するときは、前項により指名された委員が、その職務を行う。

(招集)

第6条 協議会は、必要に応じ、議長がこれを招集する。

(議事)

第7条 協議会は、委員の過半数の出席がなければ、議事を開き議決することができない。

2 協議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 前項の規定にかかわらず、第2条第2項に定める機構長解任の審査請求の審議は、委員の3分の2以上をもって決する。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、総務部総務課において処理する。

(雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか、協議会の議事の手続その他その運営に関し必要な事項は、協議会において定める。

附 則

1 この規程は、平成16年4月19日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

2 この規程の施行後、第3条第1項第2号及び第3号に掲げる最初の委員の任期は、第4条の規定にかかわらず、平成18年3月31日までとする。

附 則（平成17年3月29日規程第6号）

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月27日規程第3号）

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（令和3年1月28日規程第2号）

この規程は、令和3年1月28日から施行する。